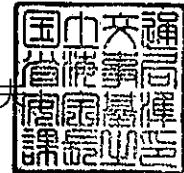




国海安第 51 号  
平成 22 年 6 月 25 日

社団法人 日本船用工業会  
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省  
海事局安全基準課長 久保田 秀夫



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等  
の一部を改正する省令等の制定について (通知)

標記につきまして、下記の省令等が、平成 22 年 6 月 28 日付け公布される予定となっておりますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 海洋汚染等及び海洋災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (国土交通省令第 37 号)
2. 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令 (国土交通省・環境省令第 2 号)
3. 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第三十一号の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する告示 (国土交通省告示第 6 9 7 号)

以上

**JSMEA**

Japan Marine Equipment Association

詳細内容をご覧になりたい方は文章番号及び分証明をご記載の上、事務局まで E-mail または FAX でお申し込み下さい。詳細をお送り致します。

E-mail: info@jemea.or.jp FAX: 03-3591-2206 担当: 石田